

## 障害福祉計画（第 5 期）・障害児福祉計画（第 1 期）素案に関する意見・質問

1	質問 ・ 意見	6 ページ	下から 2 行
<p>(内容)</p> <p>「防府市地域総合支援協議会」と「防府市障害者保健福祉推進協議会」のそれぞれの役割と関係性が伝わる表現が良いと思う。</p> <p>(回答)</p> <p>「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」の策定に当たっては、障害者総合支援法第 8 9 条の 3 第 1 項に規定する協議会（防府市地域総合支援協議会）の<u>意見を聴くよう努めなければならない</u><sup>*1</sup>とされており、障害者基本法第 3 6 条第 4 項の合議制の機関（防府市障害者保健福祉推進協議会）の<u>意見を聴かなければならない</u><sup>*2</sup>とされています。</p> <p>また、所掌事務については、防府市地域総合支援協議会設置要綱第 2 条において、<u>障害福祉計画等の進捗管理に関する事</u>、防府市障害者保健福祉推進協議会設置条例第 2 条において、<u>市町村障害福祉計画に関する事</u><sup>*3</sup>としています。</p> <p>これらのことを踏まえまして、素案では「防府市地域総合支援協議会」での<u>意見聴取</u>、「防府市障害者保健福祉推進協議会」での<u>協議</u>と記載しています。</p> <p>市としましては、このままの記載を予定しています。</p> <p>* 1 障害者総合支援法第 8 8 条第 8 項及び児童福祉法第 3 3 条の 2 0 の規定によります。</p> <p>* 2 障害者総合支援法第 8 8 条第 9 項及び児童福祉法第 3 3 条の 2 0 の規定によります。</p> <p>* 3 新たに「障害児福祉計画」について協議することとなるため、防府市障害者保健福祉推進協議会設置条例の改正についての議案を 9 月議会に上程します。改正後は、同条例第 2 条に<u>市町村障害児福祉計画に関する事</u>が加わります。</p>			

2	質問 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見</span>	7 ページ	下から 9 行
<p>(内容)</p> <p>「③ ①②に掲げるもののほか、<u>障害者</u>に関する施策の推進について、必要な事項」の下線部分は、障害児（者）ではないか。</p> <p>(回答)</p> <p>「防府市障害者保健福祉推進協議会」は、障害者基本法の規定に基づき設置されており、同法第2条において「障害者」は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されており、年齢による「障害者」と「障害児」による区分けがされていないことから、「障害者」と記載しています。</p> <p>なお、障害者総合支援法では、第4条において「障害者」と「障害児」がそれぞれ定義されています。</p> <p>市としましては、このままの記載を予定しています。</p>			
3	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">質問</span> ・ 意見	8 ページ	2 行
<p>(内容) 「4 パブリックコメントの実施」</p> <p>防府市障害福祉計画（第4期計画）に記載の実施結果（H26.12/10～H27.1/13）では、提出者数1人、提出件数1件と少ない。</p> <p>平成28年度の実施結果は分からないが、公表の範囲を教えてください。</p> <p>(回答)</p> <p>パブリックコメントは、計画の策定時などに計画（案）を広く市民等に公表し、御意見をいただくために実施するものです。防府市障害福祉計画（第4期計画）の策定に当たり、平成26年度に実施しましたが、毎年度実施するものではないため、平成27年度及び平成28年度の実施結果はありません。</p> <p>実施についての周知及び公表については、実施予定を事前に市ホームページに掲載し、実施時には、市広報や市ホームページへの掲載、各出張所・公民館などの閲覧場所への資料備え置き、報道関係者への情報提供などを行っています。</p>			

4	質問 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見</span>	28 ページ	19 行
<p>(内容) 「4 相談支援体制の充実」          障害者相談支援事業所3か所に委託されているが、25ページの相談事業所は6事業所あり、全事業所に委託すれば相談支援専門員の方の不足解消と、負担軽減が図られるのではないかと思う。</p> <p>(回答)          相談支援専門員の不足は、6事業所全てに関わることであり、委託事業所の増加によって解消できるものではありません。このことが分かるような記載に修正します。</p>			
5	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">質問</span> ・ 意見	29 ページ	5 行
<p>(内容)          資料2-③のNo.2に「相談員の高齢化」とあるが、相談支援専門員のスキルアップには、相談支援専門員の高齢化対策も含まれているのか。</p> <p>(回答)          ここで記載しているスキルアップには、高齢化対策は含まれていません。          なお、資料2-③のNo.2では、身体障害者専門員と知的障害者専門員の高齢化について記載しています。</p>			
6	質問 ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">意見</span>	47 ページ	1 行
<p>(内容)          ①の理解促進研修・啓発事業について、「実績及び見込み量（実施の有無）」とあるが、評価しやすい数値指標が良いと思う。</p> <p>(回答)          厚生労働省から通知されました「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」に、見込み量の記載例があり、各市町村は、この例を参考に見込み量を記載し、数値を定めない事業は「実施の有無」を記載することとされています。          市としましては、本通知において、理解促進研修・啓発事業の見込み量の記載例が「実施の有無」となっていること、また、法改正等の障害者を取り巻く状況の変化により事業内容も見直す必要があることから、数値を定めず、このまま「実施の有無」での記載を予定しています。</p>			

以下の3件については、計画素案に関するものではないため、議題（2）の事務局説明時に口頭で説明する。

1	質問 ・ 意見	資料2-①	1 ページ												
<p>(内容) 「日中活動の場や介護者支援の充実、サービス提供体制の確保」 法人等からの事業所開設についての相談も多くなっているとある。どのような事業所の開設が相談として多くなっているのか。</p> <p>(回答) 防府市内での事業所開設についての事前相談では、「就労継続支援B型」、「共同生活援助（グループホーム）」、「放課後等デイサービス」に関するものが多くなっています。</p>															
2	質問 ・ 意見	資料2-①	4 ページ												
<p>(内容) 「障害者就労ワークステーションによる市の就労支援」 平成26年度に「障害者就労ワークステーション」を市役所内に設置したとある。2名の方が就労されているようだが、どのような内容なのか。</p> <p>(回答) 本日配付しました資料5に「障害者就労ワークステーション」の設置目的、概要、業務内容を記載しています。</p>															
3	質問 ・ 意見	資料2-③	ページ												
<p>(内容) 第四次防府市障害者福祉長期計画の平成28年度実施状況（資料2-③）に、第5期計画の平成29年度の施策を追記してほしい。 平成28年度施策の達成度Cが28件、Dが2件となっている項目があり、対応施策がより分かりやすくなると思う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">No.</td> <td style="width: 25%;">H28年度の状況</td> <td style="width: 15%;">実績</td> <td style="width: 20%;">今後の対応（施策等）</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           第5期計画 H29年度の施策 ページ、項目等         </div> <div style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">           追記         </div> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>(回答) 長期計画の資料については、実績がやや見づらい状態となっており、見やすいもの、分かりやすいものとなるよう工夫が必要と考えていますので、いただいた御意見とあわせまして、今後の資料作成について検討します。</p>				No.	H28年度の状況	実績	今後の対応（施策等）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           第5期計画 H29年度の施策 ページ、項目等         </div> <div style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">           追記         </div>						
No.	H28年度の状況	実績	今後の対応（施策等）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           第5期計画 H29年度の施策 ページ、項目等         </div> <div style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">           追記         </div>										